

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）

改正案	現行
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを次のように定める。 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六十九 （略） 七十 ファシリティ 銀行持株会社等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を銀行持株会社等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき当該取引相手方が当該権利を行使した場合における、銀行持株会社等が負う金銭を貸し付ける義務及び買取枠に基づく手形の買取りの義務その他これらに類するものをいう。	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考になるべきものを次のように定める。 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 六十九 （略） 七十 ファシリティ 銀行持株会社等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を連結子法人等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき当該取引相手方が当該権利を行使した場合における、銀行持株会社等が負う金銭を貸し付ける義務及び買取枠に基づく手形の買取りその他これに類するものをいう。

七十一〜七十五 (略)

(レベル1資産)

第八条 (略)

二〜四 (略)

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行持株会社等の海外営業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨(当該国又は地域の通貨以外の通貨をいう。以下この号において同じ。)建てで発行及び調達したものであって、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの(当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行持株会社等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、当該純資金流出額に相当する部分に限る。)

2 (略)

(有担保資金調達等に係る資金流出額)

第三十一条 (略)

2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの(第六十一条第二項において「担保交換」という。)

七十一〜七十五 (略)

(レベル1資産)

第八条 (略)

二〜四 (略)

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、我が国又は銀行持株会社等の海外営業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨(当該国又は地域の通貨以外の通貨をいう。以下この号において同じ。)建てで発行及び調達したものであって、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの(当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行持株会社等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、適格流動資産の額は、当該純資金流出額に相当する部分に限る。)

2 (略)

(有担保資金調達等に係る資金流出額)

第三十一条 (略)

2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの(第六十一条第二項において「担保交換」という。)

について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一 （略）

二 銀行持株会社等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十二条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条 （略）

2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、銀行持株会社等の同意を得ることなく、銀行持株会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

（略）

について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一 （略）

二 銀行持株会社等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十二条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条 （略）

2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、銀行持株会社等の同意を得ることなく、銀行持株会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

（略）

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるものの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。 2 銀行持株会社等は、前項に規定するその他偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行持株会社等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額に対する資金流出率を設定することとする。 （有担保資金運用等に係る資金流入額） 第六十一条 （略） 2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。）の合計額をいう。 一・二 （略）	流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるものの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）の合計額をいう。 2 銀行持株会社等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行持株会社等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定することとする。 （有担保資金運用等に係る資金流入額） 第六十一条 （略） 2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。 一・二 （略）
--	---